

2021年2月15日

株式会社日本政策金融公庫

**「令和3年福島県沖を震源とする地震による災害に関する特別相談窓口」の
設置について**

日本政策金融公庫(略称:日本公庫)は、2月15日付で、このたびの災害により被害を受けた福島県に事業所を有する中小企業・小規模事業者の皆さまを対象に、「令和3年福島県沖を震源とする地震による災害に関する特別相談窓口」を設置し、「災害復旧貸付」の取り扱いを開始しました(国民生活事業および中小企業事業)(参考の1)。

また、農林漁業者等の皆さまに対しても、福島県において本災害により被害を受けられた方を対象とする窓口を設置し、ご相談を受け付けています(参考の2)。

日本公庫は、このたびの災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります。

<事業者の皆さまのお問い合わせ先>

| | | | |
|--------------|--------|--------|--------------------|
| 福島県 (4支店) | 福島支店 | 国民生活事業 | TEL : 024-523-2341 |
| | | 農林水産事業 | TEL : 024-521-3328 |
| | | 中小企業事業 | TEL : 024-522-9241 |
| | 会津若松支店 | 国民生活事業 | TEL : 0242-27-3120 |
| | 郡山支店 | 国民生活事業 | TEL : 024-923-7140 |
| | いわき支店 | 国民生活事業 | TEL : 0246-25-7251 |

主な融資制度

1 中小企業・小規模事業者向け

| | 国民生活事業 | 中小企業事業 |
|--------------|--------------------|---------------|
| 適用できる制度 | 災害復旧貸付 | |
| 融 資 限 度 額 | 3 千万円（※1） | 1 億 5 千万円（別枠） |
| 融資期間（うち据置期間） | 1 0 年以内（2 年以内）（※2） | |

（※1）国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乘せされる金額です。

（※2）国民生活事業においては、一般貸付を適用した場合の融資期間（うち据置期間）です。中小企業事業の設備資金においては、融資期間15年以内（うち据置期間2年以内）です。

（注）このたびの災害により住居に被害を受け、市町村等から災証明書等の交付を受けた方に対し、教育貸付の災害特例措置（融資期間の延長等）を実施しています（国民生活事業）。詳しくは、日本公庫ホームページをご参照ください。

2 農林漁業者向け

| | 農林水産事業 | |
|-----------------|--|------------------------------------|
| 適用できる制度 | 農林漁業施設資金 （災害復旧施設） | 農林漁業セーフティネット資金 （災害） |
| 資金の使いみち （※1） | 災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金 | 災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 |
| 融 資 限 度 額 | 負担額の80%又は1施設あたり300万円（特例 1施設あたり600万円（※2））のいずれか低い額 | （一般） 600万円 （特認（※3））年間経費等の6/12以内 |
| 融資期間（うち据置期間） | 15年以内（3年以内） | 10年以内（3年以内） |

（※1）災害を原因としてこれらの資金をご利用いただく場合には、市町村長が発行する「被災証明書」が必要となります。

（※2）融資限度額を引き上げなければ当該災害復旧の実施が困難と認められる場合に適用されます。

（※3）簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用されます。